

佐賀県告示第 142 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 12 月 27 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和元年 12 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 メチル = 2 - [ 1 - ( 5 - フルオロペンチル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ] - 3 - フェニルプロパノアート（通称名：MPhP-2201、MPHP-2201）及びその塩類
- (2) 化学名 2 - ( ブチルアミノ ) - 1 - ( 4 - クロロフェニル ) プロパン - 1 - オン（通称名：4-Chloro-N-butylcathinone）及びその塩類
- (3) 化学名 3 - [ 1 - ( エチルアミノ ) シクロヘキシル ] フェノール（通称名：3-HO-PCE）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。